

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十五号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項を削る。

附則第三項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項から第十三項までを削り、附則第十四項を附則第六項とし、附則第十五項及び第十六項を削り、附則に次の一項を加える。

（特定化学物質の取扱量の報告の期限に関する暫定措置）

7 令和五年度及び令和六年度においては、第五十七条中「六月三十日まで」とあるのは、「六月三十日まで（電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して報告をするときは、七月三十一日まで）」とする。

附則別表第一中「附則第三項関係」を「附則第二項関係」に改め、同表を附則別表とする。

附則別表第二から附則別表第五までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。